⑮　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑯　エレベーターの供用開始後に保守管理業務を実施する者（以下「保守管理会社」という。）は、次の要件を満たすこと。
①　保守管理会社は、「昇降機保守管理契約書」及び「昇降機保守管理業務仕様書」（以下「保守管理業務仕様書等」という）に基づく保守管理業務が実施可能な体制を工事完成までに有する者であること。
②　保守管理会社は、技術者の派遣及び交換用部品の調達等24時間出動可能な体制を確立するものとし、故障時等の緊急時には原則として通報を受けてから30分以内（ただし、広域災害の場合は除く）に現地に到着させて最善の手段で対処し、可能な限り速やかに復旧措置を講じる体制を工事完了までに有すること。
③　保守管理会社は、当機構エレベーター仕様書で規定する「自動通報システム」を有していること。
④　保守管理会社は、保守管理業務仕様書等で定める遠隔点検Ⅱ併用式（機械室あり又は機械室なし）の項目及び内容について、保守管理会社の監視センターにて遠隔点検を行える体制を工事完成までに有すること。
⑤　保守・点検業務に関するマニュアルが整備されていること。
⑥　保守管理会社は、工事完成までに、当機構東日本地区における物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」のうち「サービス」又は「その他」の資格を有すると認定された者であること。
⑦　保守管理会社は、技術者に対する専門技術、安全衛生、法令順守、職業倫理等に関する教育を行うための、実機その他の設備及び教育体制が整備されていること。
⑧　保守管理会社は、技術者の技術力に関する社内資格制度を有していること。

⑰　保守管理会社は、保守管理業務仕様書等で定める現場責任者及び現場担当者を配置できること。なお、保守管理業務仕様書等で定める現場責任者及び現場担当者とは、次の要件を満たす者とする。
①　現場責任者　昇降機の点検実務経験を15年以上、かつ、点検対象同型機の実務経験を５年以上、若しくはそれに相当する知識・技能を有し、更に現場担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。
②　現場担当者　昇降機の点検実務経験を10年以上、かつ、点検対象同型機の実務経験を３年以上、若しくはそれに相当する知識・技能を有し、更にその作業等の内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とする。

⑱　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⑰をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①及び②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。
①　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては、30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であること。
②　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

⑲　共同企業体としての資格の認定申請等
①　認定申請　本工事の競争に参加を希望する共同企業体は、下記４の参加表明書等の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同企業体競争参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、参加表明書等提出期限日の一週間前までに下記４⑴まで提出すること。）なお、下記４⑶の提出期間内に参加表明書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争に参加することができない。
②　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、本工事の契約者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　優先交渉権者を選定するための評価項目　説明書に記載する評価基準により実施した評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

４　手続等
⑴　担当本部等　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部調達管理課　電話03―5323―2576
⑵　説明書等の交付方法及び期間等
交付方法　説明書等（説明書のほか、工事要求水準書等を含む）のＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付する。説明書等の交付を希望する場合は、機構ＨＰ掲載の説明書別添の交付申込書により、以下の期間に申し込むこと。
交付期間　令和７年６月２日（月）から令和７年６月23日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。（ただし、正午から午後１時の間は除く。）
申込み先　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」ＦＡＸ03―5323―4785（総務部調達管理課のＦＡＸ番号）
問合せ先　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部調達管理課　電話03―5323―2574
⑶　参加表明書等の提出期間、場所及び方法
提出方法　予め提出日時を３営業日前までに下記提出場所に電話連絡のうえ、内容を説明できる者が持参又は郵送することとし電送によるものは受け付けない。
提出期間　令和７年６月３日（火）から令和７年６月23日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。（ただし、正午から午後１時の間は除く。）
提出場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー17階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　技術監理部企画第４課　電話03―5323―2917
⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法
提出方法　予め提出日時を３営業日前までに下記提出場所に電話連絡のうえ、内容を説明できる者が持参又は郵送することとし電送によるものは受け付けない。
提出期間　技術提案書提出要請のあった日の翌日から令和７年８月28日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。（ただし、正午から午後１時の間は除く。）
提出場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー17階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　技術監理部企画第４課　電話03―5323―2917

５　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
⑷　手続における交渉の有無　有
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑺　技術提案書について技術ヒアリングを行う。ヒアリングの詳細は、説明書による。
⑻　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により参加表明書等を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。当該資格の認定に係る申請は、契約担当課において随時受け付ける。
⑼　詳細は、説明書による。